

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、地震災害を未然に防止するとともに、地震災害発生時における応急措置等の迅速かつ確な実行を期するため、災害予防責任者（市長，その他執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし，その内容は次のとおりとする。

- 1 防災まちづくりに関する事項
- 2 市民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査，研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 8 広域避難の受入れに関する事項

第2節 防災まちづくりに関する計画

1 方針

防災性の高い都市構造の形成

市町は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と強力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

2 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化

(1) 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化

ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化

市及び県は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

イ 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

県及び建築主事を置く市は、市庁舎、病院、学校、劇場、百貨店等の市及び民間の防災上重要な建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての市及び民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(2) 道路、橋梁の整備

道路、橋梁は、人、物の輸送を担う重要な機能を有しており、震災時においては、避難救助や緊急物資の輸送ルートとなるほか、火災の延焼防止における役割も重要である。

ア 橋梁の耐震性の向上

幹線市道の橋梁の点検を行い、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

イ 幹線市道の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するため、幹線市道の整備を行う。

ウ 避難経路沿いの建築物の耐震化推進

避難路に接している建築物については、各建築物の管理者と十分に協議し、建築物の整備、巡回、点検等、地震時の倒壊・破損防止に努めるものとする。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川の整備

地震による護岸決壊等の二次災害を防止するため、河川護岸の強化並びに地震に対応できる河川護岸の整備を国、県の指導のもとに実施する。

(4) ため池の整備

地震によるため池の崩壊の二次災害を防止するため、今後一層、国、県の支援を受けながら事業の推進に努める。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

耐震改修促進法の改正に伴い、三次市耐震改修促進計画を作成し、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、外壁、窓ガラス、屋外広告物等の落下防止対策について周知徹底する。

ウ ブロック塀等の倒壊防止対策

避難路、スクールゾーン等特に安全性の確保を図る必要性のある地域を中心に修繕、補強等の指導に努める。また、生け垣等への変更を推進する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市は、市内に所在する国・県・市指定等の文化財及びそれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(5) 公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、昭和 56 年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、

密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している都市部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、市町においては、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

(7) 被災建築物の応急危険度判定制度の普及、啓発

地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか、また余震等による二次災害に対して安全であるかの判定活動を行う被災建物応急危険度判定制度について普及、啓発を行う。

また、平常時から専門家と連携した体制を構築するなど、災害時の判定体制を整備する。

(8) 建築物の不燃化の推進

建築物の新築・増改築時には、建築基準法及び消防法に基づく防火対策の指導を行うとともに、既存の建築物等についても防火避難設備の改善指導を行う。

4 ライフラインの整備

(1) 上水道

ア 耐震性の向上

災害時の被害を最小限とするため、水道管の更新等、水道施設の耐震化を図る。

イ 給水システムの整備

水源の多系統化、配水池容量の増強や隣接の水道事業体との相互支援により給水確保に努める。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして避難場所への緊急用貯水槽の設備を推進するとともに、被害の限定化及び復旧の迅速化を図るため、配水ブロックや配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

ウ 災害復旧の迅速化の備え

復旧資機材の確保や、施設管理情報のネットワーク化を進めることなどにより、応急復旧対策の迅速化を図る。

(2) 下水道

ア 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、今後設定される新基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

イ 災害復旧の迅速化の備え

下水道台帳の電算化等による施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応

急復旧対策の迅速化を図る。

(3) 電力

ア 耐震性の向上

中国電力ネットワーク株式会社は、変電設備について、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、永雪、風圧、不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

イ 災害復旧の迅速化

中国電力ネットワーク株式会社は、電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

(4) ガス

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

(5) 通信

電気通信事業者は、以下の災害予防対策を実施する。

ア 電気通信設備等の高信頼化

- (ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- (イ) 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- (ウ) 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (ウ) 都市部において、とう道網（共同溝）を構築する。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- (キ) 移動体通信設備の高信頼化を行う。

5 防災性の高い都市構造の形成

市は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や市民の理解と強力を得て、防災まちづくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくた

め、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

市は県と連携して、地域防災計画に位置づけられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

市民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街地化を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、オープンスペースの利用について検討する。

オ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

カ 所有者不明土地の活用等

県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2) 都市の不燃化の促進

ア 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の建築物について、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 安全を重視した総合的な土地利用の促進

道路、公園、河川等による延焼遮断空間の確保、避難経路、緊急輸送道路等の確保等防災まちづくりの基本方針を都市計画の基本として位置づける。

(4) 市街地再開発事業の推進

都市における災害の防止を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進し、市街地の創造と防災機能の充実を図る。

第3節 市民等の防災活動の促進に関する計画

1 方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、防災ボランティアについては、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う活動を展開し、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

県及び市町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 方針

市は、地震災害について、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者（市長等防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

(3) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

基本編第2章第4節2(3)ア「防災思想の普及、徹底」に定めるところによる。

イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定結果や防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や早期避難、耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、コミュニティセンター等の施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

（ア） 啓発内容

基本編第2章第4節2(3)イ「市民等に対する防災知識の普及・啓発」に定めるところによるほか、地震災害に関する以下の事項について啓発する。

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- c 地震に対する一般知識

<地震のときの心得>

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
 - (b) 火の始末は揺れがおさまってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
 - (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネットにより、気象台等が発表する地震に関する情報を入手すること。
 - (d) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
 - (e) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じた山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
 - (f) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
 - (g) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
 - (h) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
 - (i) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。
- d 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
 - e 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - f 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
 - g 災害情報の正確な入手方法
 - h 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
 - i 出火の防止及び初期消火の心得
 - j 自動車運転時の心得
 - k 救助・救援に関する事項
 - l 安否情報の確認に関する事項
 - m 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
 - n 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - o 高齢者、障害者などへの配慮
 - p 避難行動要支援者に対する避難支援
 - q 各防災関係機関が行う地震災害対策
 - r その他必要な事項
- (イ) 啓発方法
- 基本編第2章第4節2(3)イ(イ)「啓発方法」に定めるところによる。

(4) 実施要領

基本編第2章第4節2(4)「実施要領」に定めるところによるほか、地震災害に関する以下の事項について啓発する。

ア 市職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、職員に対して地震教育の周知徹底を図る。

イ 児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒に対して、学校教育等を通じて地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

ウ 自動車運転者に対する啓発

警察及び市は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

エ その他防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等への普及啓発活動を行う。

オ その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

3 防災訓練

(1) 方針

地震災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施事項及び実施方法

基本編第2章第4節3(3)「実施事項及び実施方法」に定めるところによるほか、地震災害に関する以下の事項について実施する。

ア 地震防災訓練

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び市民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の搜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、水道施設、下水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の市町との広域応援等とする。

想定する訓練地震は、広島県地震被害想定 of 想定地震とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

イ 職員の動員訓練

市は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 通信運用訓練

市及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に伝えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

エ 防災訓練に対する協力等

市は、防災関係機関が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

各防災関係機関は、市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

4 消防団への入団促進

基本編第2章第4節「4 消防団への入団促進」に定めるところによる。

5 地区防災計画の策定等

基本編第2章第4節「5 地区防災計画の策定等」に定めるところによる。

6 自主防災組織の育成，指導

基本編第2章第4節「6 自主防災組織の育成，指導」に定めるところによる。

7 ボランティア活動の環境整備

基本編第2章第4節「7 ボランティア活動の環境整備」に定めるところによる。

8 企業防災の促進

基本編第2章第4節「8 企業防災の促進」に定めるところによる。

第4節 調査、研究に関する計画

1 方針

市及び防災関係機関は、地震災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、地震災害時における応急対策並びに復旧対策等に万全を期する。

2 実施事項

- (1) 地震災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (2) 調査研究の結果の公表

3 実施方法

調査研究の内容及び方法については、それぞれの災害予防責任者において決定する。

4 災害危険度判定調査

市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市域の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを市民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1 方針

市、防災関係機関及び市民は一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめることが必要である。そのため、市は防災対策の中核機能として、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、次のとおりその概要を定める。

2 災害発生直前の応急対策への備え（活動体制の整備）

(1) 配備動員体制

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部を設置した体制）とし、その移行時期、職員の参集基準、災害対策本部の設置場所等について、本計画第3章で定める。

また、本計画第3章において、災害対策本部の組織（部、班）と事務分掌を定め、班ごとに、事務処理の要領を定めた行動マニュアルを作成して、職員に周知するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

各実施部の部長は、災害対策本部が設置された場合における所掌事務等をあらかじめ所属職員に対して周知徹底させておくものとするとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

勤務時間外における地震発生時に迅速な対応を行うため、動員配備の特例として職員の勤務時間外における地震発生時の参集基準を別に定め、初動体制を確立しておくものとする。

(2) 業務継続性の確保

市は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

(3) 緊急地震速報の伝達

迅速な緊急地震速報の伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）受信機が速報を受信したのち、音声告知放送、ケーブルテレビ、緊急速報メールが自動起動する体制を整備している。

(4) 市民等の避難誘導関係

基本編第2章第7節「円滑な避難体制の確保に関する計画」に定めるところによる。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達

基本編第2章第6節3(1)「災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達関係」で定めるところによる。

(2) 通信機能の整備

基本編第2章第6節3「(2) 通信機能の整備関係」で定めるところによるほか、地震災害に対して以下の事項について備える。

- ・緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。
- ・市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を市民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

4 災害派遣，広域的な応援体制への備え

基本編第2章第6節4「災害派遣，広域的な応援体制への備え」で定めるところによる。

5 救助・救急，医療，消火活動への備え

基本編第2章第6節5「救助・救急，医療，消火活動への備え」で定めるところによる。

6 緊急輸送活動への備え

基本編第2章第6節6「緊急輸送活動への備え」で定めるところによる。

7 避難収容・情報提供活動への備え

基本編第2章第6節7「避難収容・情報提供活動への備え」で定めるところによる。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

基本編第2章第6節8「救援物資の調達・供給活動への備え」で定めるところによる。

9 燃料確保の備え

基本編第2章第6節9「燃料確保の備え」で定めるところによる。

10 文教関係

基本編第2章第6節10「文教関係」で定めるところによる。

11 防災拠点施設に関する整備

基本編第2章第6節11「防災拠点施設に関する整備」で定めるところによる。

第6節 危険物等災害予防計画

1 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施内容

(1) 危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ 大規模タンクの耐震化

容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

ウ 保安確保の指導

消防署は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

エ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

オ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

これらの対策については、市町及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

- ・防災マニュアルの整備
- ・高圧ガス設備等の耐震化の促進
- ・事業者間の相互応援体制の検討、整備
- ・地震対策用安全器具の普及
- ・LPガス集中監視システムの普及

イ 火薬類取扱施設の予防対策

備北地区消防組合は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

- ・火薬類取扱施設への対策
- ・点検及び通報

(3) 毒物劇物取扱施設の予防対策

ア 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

県は、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

- ・登録施設に対する指導
- ・登録外施設に対する指導
- ・毒物劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

イ 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

- a 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- b 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - (a) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者
 - (b) 設備等の点検・保守を行う者
 - (c) 事故時における関係機関への通報を行う者
 - (d) 事故時における応急措置を行う者

c 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

d 前記 c に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

e 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

f 前記 b に掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(イ) 防災訓練の実施

前記 e に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

ウ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第7節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 方針

市は、災害発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

なお、備蓄倉庫の整備、災害対策資機材等の整備を、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて推進する。

2 災害対策資機材等の対象

基本編第2章第8節2「災害対策資機材等の対象」で定めるところによる。

3 実施方法

基本編第2章第8節3「実施方法」で定めるところによる。

4 備蓄及び調達体制の確立

基本編第2章第8節4「備蓄及び調達体制の確立」で定めるところによる。

第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本編第2章第9節「要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画」で定めるところによる。